

令和8年度初級パラスポーツ指導員養成講習会実施要項

- 1 趣 旨 障がい者が身近な地域でスポーツに親しむことができる環境を整備するために、専門的な知識や技能を身につけた指導者の養成と資質、指導力の向上を図る。
- 2 実 施 講習会は公益財団法人日本パラスポーツ協会公認のパラスポーツ指導者要綱に基づき、講習会を実施する。講習会は渋谷区学びとスポーツ部学びとスポーツ課が執行し、講習会運営は事業者へ委託する。
- 3 名 称 令8年度初級パラスポーツ指導員養成講習会
- 4 主 催 渋谷区
- 5 後 援 公益財団法人 日本パラスポーツ協会
- 6 協 力 公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会
- 7 実施日程 令和8年8月22日(土) 10:00～16:45
令和8年8月23日(日) 10:00～15:45
令和8年8月29日(土) 10:00～18:15
令和8年8月30日(日) 10:00～18:00
- 8 講習科目 **【講義】**
 - (1) スポーツのインテグリティと指導者に求められる資質 (1.5 時間)
* インテグリティ：価値、品位
 - (2) パラスポーツの意義と理念 (1.5 時間)
 - (3) 全国障害者スポーツ大会の概要 (1.5 時間)
 - (4) パラスポーツ推進の取り組み (1.5 時間)
 - (5) パラスポーツに関する諸施策 (1.5 時間)
 - (6) 安全管理 (1.5 時間)
 - (7) 各障がいの理解
 - ア 身体障がい (3 時間)
 - イ 知的障がい (1.5 時間)
 - ウ 精神障がい (1.5 時間)
 - (8) コミュニケーションスキルの基礎 (演習含む) (1.5 時間)

【実技】

- (1) 各障がいのスポーツ指導上の留意点と工夫 (3 時間以上)
- (2) 障がいのある人との交流 (1.5 時間)

- 9 会 場 本町コミュニティセンター
東京都渋谷区本町4-39-1
- 10 受講資格 (1) 令和8年4月1日現在、18歳以上であること。
(2) パラスポーツの振興、指導に意欲を持ち、渋谷区で現在実践されている人、及び今後実践しようとする人。
(3) 4日間の講習会すべてに参加できる人で、パラスポーツ指導員の資格を所持しない人。
(4) 全課程終了後、(公財)日本パラスポーツ協会に初級パラスポーツ指導員の資格申請を行う人。
(5) 全課程終了後、渋谷区スポーツボランティアに登録申請を行う人。
- 11 定 員 30人程度
(応募者多数の場合は、主催者側において抽選により受講者を決定。区内在住・在勤・在学者・渋谷区スポーツボランティア登録者を優先。)
- 12 参加経費 3,500円 (テキスト代 内訳：競技規則集 1,000円、教本 2,500円)
※受講日までに受講者が用意する。
※参考：公益財団法人日本パラスポーツ協会
https://www.parasports.or.jp/leader/leader_other_text.html
- 13 申請費用 9,300円 (申請・認定料 5,500円、年度登録料 3,800円)
- 14 申込方法 次所事項の必要事項を委託事業者の用意する申込フォームにて申請する。
(1) 氏名
(2) 郵便番号・住所
※区内在勤の人は勤務先・所在地、区内在学の人は学校名(学年)・所在地を含む
(3) 年齢
(4) 電話番号

- 15 申込期間 令和8年7月1日(水)～7月19日(日)
- 16 受講決定 7月27日(月)
- 17 資格認定 修了証書を受領された人については、(公財)日本パラスポーツ協会公認初級パラスポーツ指導員資格認定を主催者より一括して申請する。
※申請費用に関しては、参加者が直接日本パラスポーツ協会に支払
- 18 その他 (1) 講義における遅刻、早退は未修了の扱いとする。
(2) (公財)日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導員は、日本パラスポーツ協会に登録することによって、活動地の指導者協議会の会員となる。翌年度(令和9年度)以降に登録を継続する場合、毎年度登録料として3,800円が必要となり、継続申請等は各受講者で行う。
- 19 問い合わせ 渋谷区学びとスポーツ部学びとスポーツ課パラスポーツ推進係
担当：鈴木、永山
電話：03-3463-1849(直通)
FAX：03-3463-3822